

より災害に強い  
 都市を目指して!

# 地震に強い建築物を認定する 「あん震マーク制度」を開始します!

横浜市では、「建築物の地震に対する安全性に係る認定制度」を、「あん震マーク制度」として、平成 28 年度から本格的に運用を開始します。耐震性があることを認定された建築物は、「あん震マーク」を表示することができます。制度の普及をはかり、耐震化の機運を高めて、地震に強いまちづくりを推進してまいります。

## 1. あん震マーク制度（建築物の地震に対する安全性に係る認定制度）の概要

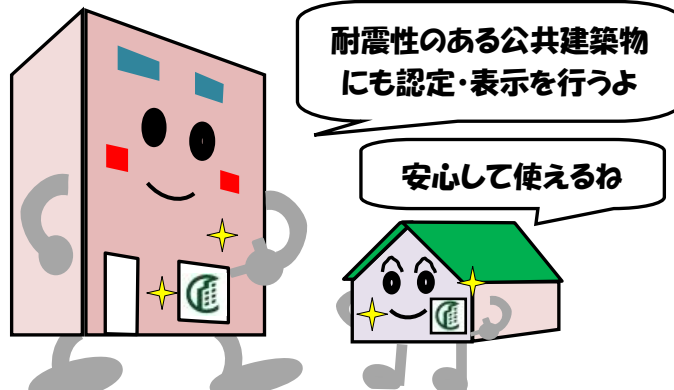
根拠	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 22 条
開始予定	平成 28 年 4 月
認定の対象	木造・非木造などの全ての建築物
手数料	無料
認定の基準	以下の「安全性の基準」に適合している場合に、認定を行います。 ① 耐震関係規定（地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定） ② 耐震診断基準（平成 18 年国交省告示第 184 号別添に定める方法による） ⇒ <b>昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準による建築物、耐震診断で耐震性が確認されている、耐震改修が完了している</b> など耐震性が確保されている建築物は認定可能です。
申請方法	必要書類（裏面参照）を用意の上、 <b>建築局建築防災課</b> に提出してください。
マークの交付	認定した建築物には、「あん震マーク」認定証を交付します。 あわせて民間建築物には、表示用に「あん震マーク」ステッカーを交付します。
マークの表示について	所有者は、認定を受けた <b>建築物</b> やその敷地、契約書、その利用に関する広告などに、 <b>マーク</b> を表示することができます。

## 2. 「あん震マーク」取得のメリット

- ☆ マークが表示されると、耐震性を一目で確認することができるので、利用者は安心して建築物を利用できます。
- ☆ 認定マークが表示できることで、中古建築物などを安心して流通できます。
- ☆ 建築物の所有者は、耐震性を周囲にアピールすることができます。
- ☆ 耐震性を確認・確保する機運が高まり、まちの耐震化が促進されます。



あん震マーク認定証  
 (A4)



あん震マーク  
 ステッカー  
 75mm×75mm  
 もしくは 145mm×145mm

※申請に必要な様式は 4 月より建築局建築防災課のホームページからダウンロードできます。

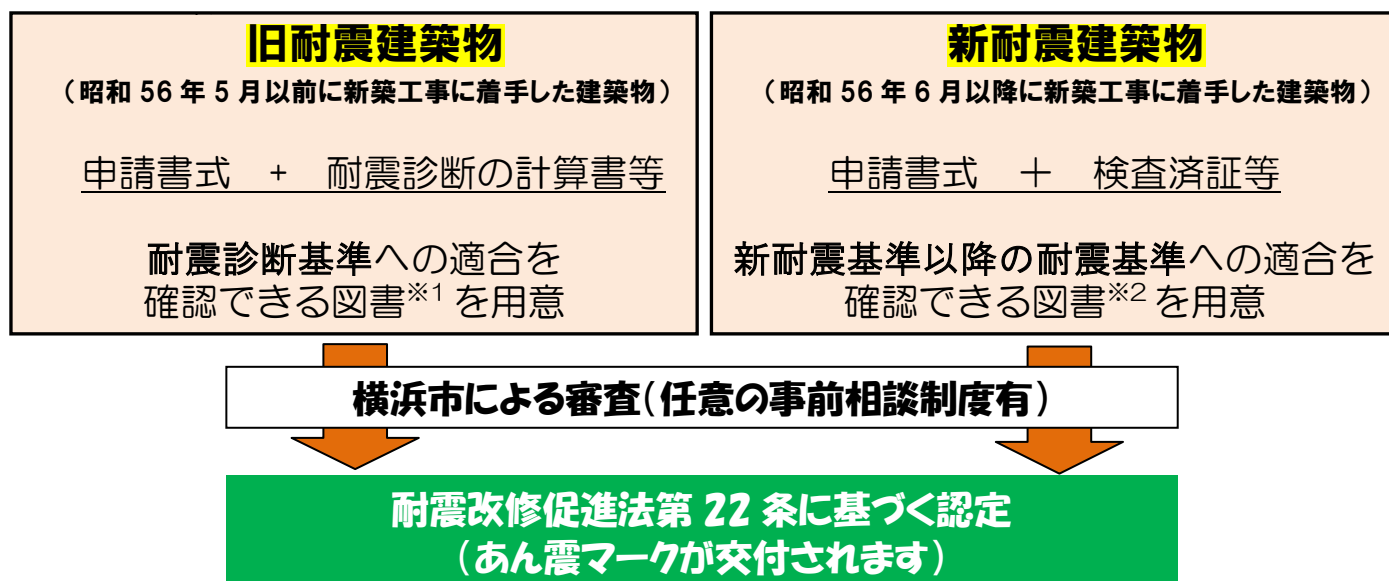
横浜市 建築防災課

検索

裏面あり

### 3. 申請のフロー

※申請の流れは旧耐震建築物と、新耐震建築物で異なります。



### 4. 申請に必要な図面について

※建築時期、利用した事業などによって必要な書類が異なります。  
詳細はお問い合わせください。

※1 耐震診断基準への適合を確認できる図書

図面・第三者評価書(構造計算・耐震診断について耐震判定委員会がその妥当性を証した書類)・建築基準法適合調査報告書(指定確認検査機関がガイドラインに基づき建築基準法への適合を確認したことを証する書類)・横浜市の耐震関連事業を利用している場合は報告書の写しなど。

※2 新耐震基準以降の耐震基準への適合を確認できる図書

図面・検査済証の写し・建築基準法適合調査報告書(指定確認検査機関がガイドラインに基づき建築基準法への適合を確認したことを証する書類)など。

### 5. 【参考】「建築物の耐震改修の促進に関する法律」条文(抜粋)

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。



お問合せ先	
建築局建築防災課長	漆原 順一 Tel 045-671-2943